平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	国民生活と安心・安全				政策の予算額・執行額(百万円)		評価実施 (予定) 時期	平成 23 年 9 月	
政策名	政策 20:消防防災体制の充実強		22 年月	芰	23 年度				
基本目標	社会経済情勢の変化とこれに 行政を取り巻く状況は大きく変 総合的な消防防災行政を積極的	化しており、迅速な対応が求め	予算額	11, 716 百	万円	69, 927 百万円	担当部局	消防庁総務課他 14 課室	
政策の概要	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水 害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事 故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守 るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識 と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。				34, 271 百	万円		作成 責任者名	消防庁総務課 大庭 誠司課長
施策目標	施策目標の 達成度を測る指標 目標(値) (施策目標との因果関係)			指標の状況 21 年度実績 22 年度実績			22 年度実績	実施状況及び施策目標の達成状況	
緊急消防援助隊・ 消防防災体制の充 実強化による国民 の安心・安全の向 上を図る		消防団員数の増加 (対前年度増) 【平成22年度】 「一様として、火災時における消火 活動をはじめ多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしており、消防団員数の増加が消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。				田現在) 広告、HP リニューアル)、消防団員確保アドバイザーで防団員の活動の充実強化、大学生等の若者を対ポジウムの開催、事業所の理解促進のための開催などにより、消防団員の確保、消防団のである。 消防団員数は、増加には転じなかったものは組を行うことによって、前年度に比べ減少幅が引き続き、団員の確保に努める。		田度を高めるための PR(ポスター、パンフレット、雑誌 Pl)、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消の充実強化、大学生等の若者を対象としたシン催、事業所の理解促進のためのシンポジウムのり、消防団員の確保、消防団の理解促進を図っよ、増加には転じなかったものの、これらの取こよって、前年度に比べ減少幅が縮小しており、員の確保に努める。	
	2	(19,000 人) 【平成 22 年度】		在)		日現在)		防団員の活動の た。 これらの取れ	アル)、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消の充実強化などにより、女性団員の確保に努め組を行うことによって、消防団員総数が減少し生消防団員は、前年に比べ 1,164 人増加した。
	自主防災組織の組織活動率	カバー 75% 【平成 22 年度】	自主防災組織の活動カバー率の増加が消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	73.5%(21 年 4	月1日現在)	在)	平成22年4月1日現	子)について、加し、改訂の小中学生などにジリ防災48.指導者研修」での上、配付してこれらの取締	職活動の指針である「自主防災組織の手引」(冊、活動事例を一新するとともに掲載事例数を増上、配付した。また、平成21年度に作成したに応急救護の実技などを伝える教材「チャレン」を活用した指導者に対する研修「青少年防災を実施するとともに、教材の活用事例集を作成を。 他により、自主防災組織の活動カバー率は、平日現在で74.4%と、前年比0.9ポイント増加し

						ており、地域住民の防災意識の高揚につながっている。
4	消防団協力事業所表示制度導入 市町村数		将来的には、全ての市町村で消防 団協力事業所表示制度を導入する ことを目指していることを踏ま え、本制度導入市町村数を毎年度 増加させていくことを目標として 設定。		777 市町村(22 年 10 月 1 日 現在)	事業所の理解促進のためのシンポジウムの開催、消防団の認知度を高めるための PR(ポスター、パンフレット、雑誌広告、HP リニューアル) などにより、消防団協力事業所表示制度の全国展開を図った。 そのため、平成 22 年 10 月 1 日現在の制度導入市町村は、前年に比べ 176 団体増加の 777 市町村となっており、平成 22 年度の目標を達成した。
5	防災拠点となる公共施設等の耐震率		防災拠点となる公共施設等の耐震 率の増加が消防防災体制の充実強 化につながることから、指標とし て設定。	の耐震率 70.9%(平成 21 年	調査中	平成22年度末の防災拠点となる公共施設等の耐震率については、平成23年10月下旬確定予定である。 これまで、公共施設等耐震化事業による財政支援や「防災拠点の耐震化促進資料」を作成するなどの取組により、年々耐震率は上昇しており、引き続き、平成25年度末85%の目標達成に向け、耐震化促進に取り組んでいく。
6	住宅火災による死者数 (放火自殺者等を除く。)	比、平成 17 年中の住	住宅防火対策の一層の推進は、消 防防災体制の充実強化につなが り、対策の結果として住宅火災に よる死者数の減少が見込まれるこ とから、指標として設定。		平成 22 年中の住宅火災による死者数: 1,021 人	平成22年中の住宅火災による死者数は、住宅用火災警報器の義務化施行前の平成17年中と比較し、16.2%減少した。 住宅火災における死者数削減には、住警器の普及が重要と 考えられることから、今後も引き続き、低所得者世帯に対す る助成等の交付税措置などの普及に向けた取組を行い、さら なる住宅火災における死者数削減を図っていく。
7	防火対象物定期点検の実施率の向上	70% 【平成 23 年度】	防火対象物定期点検の実施率の向上が、防火対象物の安全性の向上につながり、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	57.1%(平成 21 年度末)	58.1%(平成 22 年度末)	防火対象物の定期点検制度の更なる周知を図り、実効性を向上するため、「予防行政のあり方に関する検討会」に「基本問題に関する検討部会」を設置し、検討作業を行った。その結果、テナント等が消防法令順守意欲を維持できるような方策等について、さらに検討を深める必要があるとされたところであり、平成23年度においても引き続き検討を行っている。なお、防火対象物定期点検の実施率は、平成21年度当初から1.0%上昇し、平成22年度末では58.1%となっており、今後も消防庁HP等により普及啓発を図ることとする。
8	特定違反対象物数の改善	特定違反対象物数の 減少(対前年度減) 【平成 22 年度】	特定違反対象物数の減少が消防防 災体制の充実強化につながること から、指標として設定。	233件(平成 21 年度末)	229 件 (平成 22 年度末)	全国的な違反是正の推進を図っていくため「違反是正支援 アドバイザー制度」を活用し、各消防本部に対し個別具体的 な事案に対する違反処理の進め方等のアドバイスを行った。 そのため、特定違反対象物数については、69件改善され、 前年から比較して4件減少し、229件であった。

9	危険物施設における事故件数	事故件数の低減(対 前年減) 【平成 22 年度】	危険物事故防止対策の推進は、消 防防災体制の充実強化につなが り、対策の結果として危険物施設 における事故件数の減少が見込ま れることから、指標として設定。	522 件(平成 21 年中)	536件(平成22年中)	危険物施設における事故を防止するため、「危険物事故防止アクションプラン」を定めるとともに、全国で危険物事故防止ブロック会議を開催し、都道府県や消防本部と事故防止のための情報や認識の共有を図ってきたところ。しかしながら、平成22年中の危険物施設の火災・流出事故件数は536件と、平成19年のピーク時より減少しているものの、前年(522件)と比べ微増(2.7%増)した。平成22年6月には、ガソリンスタンド等の地下貯蔵タンクのうち、設置してから一定期間を経過した腐食のおそれが高いものに内面ライニング等の措置を講じなければならないこととする消防法令の改正を行ったところであり、施策の確実な実施に努めていく必要がある。
10	緊急消防援助隊の登録隊数	概ね 4,500 隊 【平成 25 年度】	大規模災害等が発生した場合に全 国規模での消防応援を行う緊急消 防援助隊の充実強化が必要である ことから、指標として設定。		4, 278 隊 (平成 22 年 10 月 1 日現在)	緊急消防援助隊の登録隊数については、前年度比で 113 隊 増加しており、着実な進捗を果たしている。また、平成 22 年 度は、緊急消防援助隊の技術・指揮連携能力の向上を図ることを目的として、愛知県知多市において全国合同訓練を実施 するなど、充実強化に向けた取組を行っているところである。
11	市町村防災行政無線 (同報系) の 整備率	整備率の向上 【平成 23 年度】	市町村の自発的な整備の促進による、市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。			市町村防災行政無線(同報系)の整備率(平成22年度末)は、平成23年10月中旬確定予定である。これまで、防災基盤整備事業の対象として、デジタル方式について起債充当率90%、交付税算入率50%と通常より有利な財政支援措置を講じてきたところである。市町村防災行政無線(同報系)の情報伝達・提供手段を整備することで、効率良く迅速かつ確実な情報を国民に伝達・提供することが可能となるため、引き続き、整備を進めていく。
12	J-ALERTによる住民への緊急情報 の伝達手段の整備率	整備率の向上 【平成 24 年度】		する手段を運用している団 体の全市区町村に占める割	する手段を運用している団	全国瞬時警報システム(J-ALERT)について、柔軟な音声放送の実現や受信機等の稼働状況のより適切な管理を可能とするシステムの高度化を行うとともに、都道府県及びほとんどの市区町村に受信機等を整備し、国民の安心・安全が向上した。
13	都道府県・市町村における国民保 護に関する訓練の実施件数	実施件数の向上 【平成 22 年度】		行う訓練(共同訓練)が 14 件、地方公共団体が単独で	行う訓練(共同訓練)が 9 件、地方公共団体が単独で行	平成22年度中の国民保護に関する訓練の実施件数は前年度に比べ減少したものの、平成17年度から始まった国民保護訓練は、これまで国と地方公共団体の共同訓練が68件、地方公共団体が単独で行う単独訓練が253件実施され、国民保護事案に対応するための対処能力の向上や関係機関との連携の強化を図った。

総務省22-⑩ 4/6ページ

						福扬省とと一切 4/8パーシ
救急救命体制の強 化・国際的な消防 防災体制の充実に よる国民の安心・ 安全の向上を図る	救命率の推移	救急搬送における救 命率の向上 【平成 23 年度】	救急救命体制の充実が、救命率の 向上につながることから、指標と して設定。		調査中	心原生かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率(平成22年中)は、12月上旬確定予定である。 救命率の向上のため、各種検討会を開催し、救急救命体制の充実を図った。その結果、救急の各段階における緊急度判
	*					定の役割、救急救命士の処置範囲拡大等について整理され、 平成23年度も引き続き検討を行っている。 今後とも、救急救命体制の充実により、救命率の向上を図っていく。
1	救急自動車に占める高規格の救 急自動車の割合		救命率への貢献の状況を示す高規格救急車の整備状況について、施 策の進行管理として、現状を勘案 しつつ、目標値等を設定。	79.6%(21年4月)	調査中	高規格救急自動車の配備台数について、平成22年4月現在の台数12月上旬確定予定であるが、救急救命士の運用体制の充実に係る財政措置(緊急消防援助隊設備整備費補助金、地方交付税措置等)を行い、救急業務の高度化を図った。 今後とも、高規格救急車の配備普及による救急業務の高度化、ひいては救命率の向上・予後の改善を図っていく。
1	心肺機能停止傷病者への応急手 当実施率(救急現場において住民 により実施されたもの) 6	実施率の向上 【平成 23 年度】	応急手当の普及啓発を図ることで、心肺機能停止傷病者への救急 現場近くの住民による応急手当の 実施により、救命率の向上が期待 できることから指標として設定。	心肺停止傷病者への応急手 当実施率 42.7% (平成 21 年中】)	調査中	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率について、平成22 年中の数値は12月上旬確定予定であるが、応急手当の普及啓 発に顕著な功績のある者等を対象とした救急功労者表彰を行 うなど、応急手当について広く普及啓発を行った。 今後とも救命率の向上のため、各消防本部において救命講 習を実施するなど応急手当の普及啓発を図っていく。

達成手段		22 年度 予算額	23 年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
	1 地域における総合的な防災力の強化	388 百万円	304 百万円	1. 2. 3. 4. 5	消防団を核とした住民等による地域防災力の強化、自主防災組織や婦人(女性)防火クラブ等の地域に密着した防災組織、民間企業等の連携による予防活動や防災意識の普及・啓発、防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進、災害時要援護者の避難支援対策の促進により行政と住民が一体となった地域における総合的な防災力の強化による国民の安心・安全の向上に寄与する。
	2 消防防災体制の充実	10, 226 百万円	68, 484 百万円	10. 11. 12. 13	緊急消防援助隊の充実強化(全国又は地域ごとの訓練実施、資機材や車両等の無償使用制度による装備の充実強化)、情報伝達体制の強化(市町村防災行政無線の整備、J-ALERT による住民への緊急情報の伝達手段の整備)、消防救急デジタル無線の整備促進、消防の広域化の推進、救助活動能力の向上、国際消防救助隊の迅速・効果的な対応体制の向上により、 国内の災害対応力の向上、有事の際の国民保護体制の確保、諸外国における災害支援体制の向上により大規模災害や武力攻撃事態等における国民の安心・安全の向上に寄与する。
	3 救急救命体制の充実	488 百万円	203 百万円	14. 15. 16	消防と医療の連携強化(傷病者の搬送・受入体制の整備、救急相談窓口の拡充)、救急業務の高度化・実施体制の充実、 一般市民に対する救命講習等による応急手当の普及促進により、救命率の向上、予後の改善を図ることで、救急需要発生時 における国民の安心・安全の向上に寄与する。
	4 身近な生活における安心・安全の確保	615 百万円	935 百万円	6. 7. 8. 9	住宅用火災警報器の普及等による住宅防火対策の推進、防火対象物の大規模・複合化を踏まえた防火安全対策(定期点検実施、特定違反対象物の改善)、危険物施設における火災・流出事故等の防止対策の推進により、身近な生活における火災等の被害の軽減による安心・安全の確保に寄与する。
ŀ	ナルケにおいて、 杉栖の法式は27.4月	コフし 「取名沙州	ᅡᇎᇝᇠᄼᆇᇶᇠᇷ		

本政策において、指標の達成状況を見ると、「緊急消防援助隊の登録隊数」、「公共施設等の耐震率」、「住宅火災による死者数」など目標年度に向けて着実に実施している。また、「消防団協力事業所表示制度導入市 町村数」など、平成22年度の目標を達成した施策もあり、基本目標に向けて着実に取組の効果が現れていることが認められる。なお、目標を達成できていない指標については、今後も、引き続き目標達成に向けた取 組を進めていく必要がある。

地域における総合的な防災力の強化のためには、消防団や自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業とも協働し、住民と行政が一体となった地域防 災力を向上させることが課題である。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進など災害に負けない施設等の整備も課題となっている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災や全国各地で自然災害による被害が発生していること、また、その他東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘されていることも踏まえ、今後とも緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携を積極的に推進すること及び、消防の広域化の推進、消防救急無線のデジタル化推進などにより国内の消防防災体制の一層の充実を図ることが課題である。

政策全体の 総括的な評価

また、地方公共団体における国民保護の取組について、国民保護計画等の検証や職員の対処能力の向上及び国等関係機関との連携強化を図るために、地方公共団体それぞれにおける国民保護への取組状況を勘案し ながら、新たな事態の想定など訓練内容を充実させ、繰り返し国民保護共同訓練を実施していくことが課題となっている。さらに、海外での大地震などの国際情勢に対応し、国民保護体制の強化や海外への支援体制 の強化も重要な課題となっている。

消防機関と医療機関の連携を一層強化させるとともに、医療技術の進歩や、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、救急業務の高度化を引き続き推進することが重要な課題となっている。また、現場における一般市 民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、応急手当の普及促進についても課題となっている。

年間1千人を超える住宅火災による死者を半減させるため、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の一層の推進が課題となっており、平成23年6月からの設置義務化を受け、より一層普及促進を図っていく。また、近年は、火災被害の中心がかつての大規模事業所から小規模事業所や福祉施設等に変化していることなども踏まえ、火災予防行政の枠組みの実効性の確保、火災予防に係る規制体系の再構築について検討するなど、建築物における防火安全対策が重要な課題となっているとともに、危険物施設における事故対策についても重要な課題である。

これらの課題に対し消防庁では、引き続き、効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)				
	第 174 回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針 演説	平成 22 年 1 月 29 日	消防と医療の連携などにより、救急救命体制を充実させます。(中略) 地震、台風、津波などの自然災害は、アジアの人々が直面している最大の脅威の一つです。過去の教訓を正しく伝え、次の災害に備える防 災文化を日本は培ってきました。これをアジア全体に普及させるため、日本の経験や知識を活用した人材育成に力を入れてまいります。				
関係する施政方針演 説等内閣の重要政策 (主なもの)	第 173 回国会における鳩山内閣総理大臣所信表明	平成 21 年 10 月 26 日	最近でも、スマトラ沖の地震災害において、日本の国際緊急援助隊が諸外国の先陣を切って被災地に到着し、救助や医療に貢献いたしました。世界最先端レベルと言われる日本の防災技術や救援・復興についての知識・経験、さらには非常に活発な防災・災害対策ボランティアのネットワークをこの地域全体に役立てることが今後、より必要とされてくると思っております。				
			●災害対策(抄) 災害発生後の救急活動や情報伝達、交通規制、応急復旧などを円滑に進めるため、国・地方公共団体・警察・消防・自衛隊・民間企業・ボランティア・NPO等の役割分担、協力体制の整備を進め、行政の危機管理体制を拡充するとともに、民間の諸活動を強力に支援します。また大規模災害に迅速に対応するため、内閣総理大臣の権限を強化するとともに、「危機管理庁(仮称)」を創設、その機能をフルに活用します。				
	民主党 INDEX2009	平成 21 年 7 月 23 日	●救急搬送・救急医療の連携強化 救急業務を市町村から原則的に都道府県に移管し、救急本部に救急医療の専門的知識・経験がある医師を 24 時間体制で配置します。救急本 部は、通報内容から患者の緊急度・重症度を判断し、軽症の場合は医療機関の紹介等を行い、重症の場合は救急車や消防防災へリ、ドクタ ーカー・ドクターへリ等、最適な搬送手段により医療機関に搬送します。ドクターカーをすべての救命救急センターに配置し、消防防災へ リをドクターへリとしても活用できるよう高規格化し、救急本部ごとのドクターへリ配備を目指します。 救急救命士の職能拡大を着実に図ります。例えば、救急搬送時、意識障害の鑑別には血糖値の測定が必要であり、救急救命士も簡易な血糖 値の測定ができるよう体制の整備に着手します。				
学識経験を有する者の知見の活用	第 26 次消防審議会構成員からの主な意見等を踏まえ、引き続き、消防防災体制の充実・強化に取り組む。 ・消防団員や婦人防火クラブ等の人員確保を図るとともに、消防団の機能を待遇面を含めて強化する必要がある。また、常備消防自体の装備の充実化と緊急消防援助隊の充実強化が必要である。 ・災害時における自衛隊、警察、消防あるいは海上保安庁など、情報の共有化、装備の共有化を図るなどの組織間の連携体制が重要ではないか。また、報道関係も含めて連携をとれるような体制が作れないか。 ・東海、東南海地震などの連動型地震が発生し、大都市消防が大きな被害を受けた場合の対応をどう考えていくか。						
政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	・平成 22 年版消防白書(平成 22 年 11 月 26 日閣議報告 消防庁) http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h22/h22/index.html ・平成 22 年中の危険物に係る事故の概要の公表(平成 23 年 5 月 27 日報道発表 消防庁) http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2305/230527_thoudou/02_houdoushiryou.pdf ・平成 22 年 (1 月~12 月)における火災の状況(確定値)(平成 23 年 4 月 28 日報道発表 消防庁) http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2304/230428_3houdou/01_houdoushiryou.pdf ・緊急消防援助隊の登録対数(平成 22 年 10 月 20 日報道発表) http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2210/221020_thoudou/02_houdoushiryou.pdf ・「消防団の充実強化についての検討会」報告書の公表及び通知発出(平成 22 年 12 月 10 日) http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2212/221210_thoudou/02_houdoushiryou.pdf						